

変形労働制ではなく、せんせいふやそう!

# 止めよう! 変形労働制 58

「止めよう! 変形労働制」ニュース No.58

全北海道教職員組合

2019.2.14

## 道教委と「在校等時間の上限」に関する交渉②

**「業務『量』の適切な管理」なのですから、  
「業務『量』の削減」も含むと考えるのが当然**

### ●「勤務『時間』の管理」ではなく、「業務『量』の管理」

改定される給特法条例には「業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置」との文言が入ります。重要なのは、勤務『時間』の管理ではなく、業務『量』の管理だということです。「業務『量』の適切な管理」なのですから、単純に時間外勤務の上限を守らせることに終始するのではなく、「業務『量』の削減」も含むものと理解するのが当然です。

本で行った「在校等時間の上限」に関する交渉では、「教育職員の業務量の適切な管理」とは、具体的にどのようなことを指すのか質問しました。



#### 【道教組・道高教組の質問】

「教育職員の業務量の適切な管理」とは、具体的にどのようなことを指すのか伺う。

#### 【道教委の回答】

教育職員の業務量の適切な管理とは、教育職員のサービスを監督する教育委員会が、業務分担の見直しや適正化、必要な執務環境の整備など、在校等時間を縮減するために実施する取組全てを指すものであります。

### ●職員一人当たりの業務『量』が削減されたと実感できる抜本的な改善策を

この回答は、重要です。学校では、所定の労働時間では到底終わることのできない量の業務が、時間外手当も払われずに教員に押しつけられてきました。これまで道教委が繰り返し示してきた「業務分担の見直しや適正化」や「環境整備」、「意識改革」といったとりくみで「在校等時間」の縮減ができるはずはありません。職員一人当たりの業務『量』が削減された、と実感できるようにすることが必要であり、そのためには、教職員定数の大幅な増員は避けられません。

ニュースの№56でお知らせしたように、中教審総会の配付資料では、「学校や教育委員会が求める業務の削減について」として、「教職員定数の改善」のほか、「標準授業時数の削減」「教員免許更新制度」「学力学習状況調査」などについて「思い切った削減や廃止を実施」と示されています。国も道も、ここで示されたような思い切った削減や廃止を実行すべきであり、それによって一人あたりの「業務『量』の削減」となるよう、今後も求め続けていきます。